

しょうがいしゃぐるーぷほーむ
「障害者グループホーム

いらんからぷてりようけいやく
イランカラプテ利用契約」

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人 クピド・フェア

ほんじゅうようじこう　せつめいしょ　じぎょう　けいやくしょ　もと　せつめい　おこな
【本重要事項説明書は事業について契約書に基づき説明を行うものです。】
目次

1. ご利用事業所	2 ページ
2. 事業目的・事業種類・運営方針	
3. 事業所の概要	
4. 職員体制	3 ページ
5. 職員勤務体制	
6. サービスの内容	3.4 ページ
7. 入所の医療及び協力医療機関	4 ページ
8. 入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合	
9. 事業所利用の共通留意事項	4.5 ページ
10. 苦情の受付	6 ページ
11. 虐待防止の方針	7 ページ
12. 事故防止の方針	
13. 事故発生時の対応	
14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	
15. 職員不在時の緊急連絡先	
《別紙1 サービス利用料金・月額負担金額》	8 ページ
《別紙2 加算料金》	9.10 ページ
《別紙3 各利用料金の軽減制度》	11 ページ
《別紙4 重度化した場合における対応に関する指針》	12 ページ

1 りようじぎょうしょ ご利用事業所

じぎょうしょ めいしょう
事業所の名称

しょうがいしゅぐるーむ ほーむ いらんからぶて
障害者グループホーム イランカラブテ

じぎょうしよしよざいち
事業所所在地

ほっかいどういわみざわししぶんちよう ばんち
北海道岩見沢市志文町319番地23

ほっかいどういわみざわししぶんちよう ばんち
北海道岩見沢市志文町319番地10

(サテライト)

じぎょうしよばんごう
事業所番号

0125701037

でんわばんごう
電話番号

0126-23-1111

かんりしゃ
管理者

ふるかわ りかこ
古川 利佳子

かいせつねんがっぴ
開設年月日

へいせい31ねん がつ にち
平成31年3月1日

2 じぎょうもくてき じぎょうしゅるい うんえいほうしん 事業目的・事業種類・運営方針

《事業目的》

「しょうがいしゅぐるーむ ほーむ いらんからぶて」では、りようしや ちいき きょうどう じりつ にちじょう
生活または社会生活を営むことができるよう、ちいき かてい むす じゅうし りようしや しんだい
地域や家庭との結びつきを重視し、利用者の身体およ
び精神 状 況 ならびに、その置かれている環境に応じ、きょうどうせいかつじゅうきよ にゅうよく はいせつ しょくじかいこ
共同生活住居において入浴・排泄・食事介護、
その他の日 常 生 活 上 の 支 援 を 適 切 かつ 効 果 的 に 行 う こ と を 目 的 と し ま す 。

《事業種類》

きょうどうせいかつえんじよじぎょう
共同生活援助事業

《運営方針》

こべつしえんけいかく もと りようしや たい じりつ しゃかいけいざいかつどう さんか そくしん かんてん
個別支援計画に基づき、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、
必要な介護、及び日 常 生 活 援 助 の 提 供 を 適 切 に 行 う 事 を 事 業 所 の 運 営 方 針 と し て い ま す 。

3 じぎょうしよ がいよう 事業所の概要

ほんたいきよしつ
(本体居室)

(サテライト)

きよしつ しゅるい 居室の種類	しつずう 室数	きよしつ しゅるい 居室の種類	しつずう 室数
ひとりべや 1人部屋	12	ひとりべや 1人部屋	2

きよしつがい せつび
(居室以外の設備)

おも せつび 主な設備	しつずうとう 室数等	び 考 備 考
しょくどう 食堂	2	きょうよう れいだんぼうせつび 共用 (冷暖房設備あり、TV設置)
だいどころ 台所	2	きょうよう でんじちようりきせつち 共用 (電磁調理器設置)

※サテライトは除く

4 職員体制

職 種	配置 人員	配置内訳		常勤 換算	指定 基準	業務内容
		常勤	非常勤			
管理者	1	1		1	1	施設業務を統括します。
サービス 管理責任者	1		1	0.1	0.1	個別支援計画の作成と業務を行います。 (他事業所兼務)
生活支援員	2	1	1	1.2	1.2	日常生活上の介護、健康保持のための 相談・助言等を行い、適宜生活支援を行います。
世話人	5	2	3	3.0	1.8 (1.0)	食事提供、排泄支援、入浴支援、清掃支援、 余暇支援等の提供を行います。 * (1.0) は加配職員
看護職員						連携機関として、日常生活上での健康 管理、医療機関との連絡調整等を行います。

* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。（5名×8時間÷40時間＝1名）

* 当事業所の職員配置は指定基準を遵守しています。

5 職員の勤務体制

体制	時 間
早 出	① 6:00～11:00 ② 6:00～15:00
おそ 遅 出	① 15:00～21:00 ② 12:00～21:00
日 勤	① 6:00～15:00

6 サービスの内容

個別支援計画 (サービス計画)	各関係職種と協議の上、サービス管理責任者が個別支援計画を作成します。
相談及び援助	ご契約者の心身の状況等に応じて、安心・安全な日常生活が送れるよう、 社会性を身につけるとともに、自立に向けた生活上の相談援助を行います。
食 事	世話人が栄養を考慮し、食事を提供します。
排 泄	ご契約者の心身の状況、能力等に応じて、排泄に関する援助を行います。

にゅう よく 入 浴	けいやくしゃ しんしん じょうきょう のうりよくとう おう にゅうよく かん えんじょ おこな ご契約者の心身の状況、能力等に応じて、入浴に関する援助を行います。
けんこう かんり 健康管理	い し はんだん かんごし しつぺい よぼう けんこうかんり おこな 医師の判断のもと、看護師が疾病の予防・健康管理を行います。
きんせんかんり 金銭管理	けいやくしゃ きんせんとう しさんかんり おこな ご契約者の金銭等の資産管理はできませんが、小遣い帳への記帳等の援助を行います。
かつどうしえん 活動支援	にっちゅうかつどう た じぎょうしょう かんけいきかん れんらくちょうせい おこな 日中活動にかかる他の事業所等、関係機関との連絡調整を行います。
たじりつ しえん その他自立への支援	せいけつ かいてき せいかつ おく てきせつ せいやう えんじょ 清潔で快適な生活を送っていただくため、適切な整容を援助します。

7 入所の医療及び協力医療機関

(1) 入所の医療

入所中に医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、同一法人敷地内にある「くびどクリニック」で診察・治療を受けることができます。（診察・治療を義務付けるものではありません）

又、ご契約者の希望により下記協力医療機関で診療や入院治療を受ける事ができます。（診療・入院治療を義務付けるものではありません）

(2) 協力医療機関

＜こうてきいりようきかん＞ くびどクリニック（内科・歯科）

(3) 保険調剤薬局について

調剤を受ける保険薬局については選択が可能となっておりますが、選ぶのが難しい場合は施設職員に一任することができます。

8 入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合

3ヶ月以内の入院の場合

- ① 3ヶ月以内の入院の場合：退院後再び当事業所に入所する事が出来ます。
 - ② 3ヶ月以内に退院が見込まれない場合：契約を解除する場合があります。（入院先の医師の診断により、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合）
- * 上記②によって契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当事業所に優先的に入所出来るように努めます。

9 事業所利用の共通留意事項

当事業所のご利用にあたって、入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

(1) 面会

来訪者は、必ずその都度、面会簿に必要事項をご記入下さい。面会時間 8:00～20:00 の間。

(2) 外出

外出される場合は、外出簿に必要事項をご記入下さい。

(3) 外泊

外泊される場合は、前日までにお申し出下さい。外泊につきましては、ご希望の日数をお申し出の上、利用異動伝票を提出して下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、3日前までにお申し出下さい。

(5) 飲酒・喫煙

- ・グループホーム内は禁煙です。決められた場所で喫煙して下さい。
- ・飲酒は医療的に禁止されている方以外は自由ですが、時間、場所への配慮など、周りの方に迷惑がかからないようにして下さい。

(6) 部屋の管理

- ・改造や修繕が必要な場合は、管理者またはサービス管理責任者への確認を行ってください。
- ・利用者間での、過度な居室の出入りは控えてください。共有スペースを活用しましょう。

(7) 郵便物等の取り扱い

ご本人宛に届いた郵便物は施設安全管理上、ご本人と一緒に開封させて頂き、中身を確認させて頂くことがあります。

(8) 動物飼育

建物内では、動物の飼育はできません。

(9) 宗教活動・政治活動・営利活動等

他人に押しつけることは禁止します。

(10) 危険物の持ち込み

刃物（模造刀、市販ナイフ等含む）や改造モデルガン、発火物等、施設管理者が危険物とみなす物の持ち込みは禁止します。

(11) その他

- ・グループホーム内での金銭・物品の貸し借りは、原則禁止します。
※ただし内容によっては、その限りではありません。
- ・利用者同士のトラブルがないよう、規律ある共同生活の維持に努めましょう。

10 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者	(職名)	管理者	古川 利佳子
○苦情受付窓口		サービス管理責任者	菅原 美紀
○受付時間	週月曜日～金曜日	8:30～17:30	※ 祝祭日を除く
○電話番号	0126-23-1111		
○FAX番号	0126-22-5638		

当事業所の苦情受付手順の概要

- (ア) 利用者・ご家族等が苦情申し立てを行います。
- (イ) 苦情受付担当者は苦情申し立ての受付と記録を行います。
- (ウ) 苦情受付担当者は意思がうまく伝達出来ない方等へ苦情受付内容の再確認を行います。
- (エ) 苦情受付担当者は申し立てを受けた後に実態調査を行います。
- (オ) 苦情受付担当者は苦情解決責任者及び第三者委員へ報告します。
- (カ) 苦情解決責任者は状況に応じた問題分析等を行い、対応の改善と解決を図ります。
- (キ) 苦情解決責任者は状況を整理し第三者委員へ報告し、必要に応じて助言を求めます。
- (ク) 苦情解決責任者は申し立て後原則30日以内に、苦情解決結果及び改善約束事項等を第三者委員へ報告します。
- (ケ) 苦情解決責任者は苦情申し立て者に苦情解決方法及び改善約束事項等を報告します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北海道福祉サービス	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7内
適正化委員会	電話	011-204-6310

11 虐待防止の方針

当事業所における虐待防止について、委員会を設置し、虐待防止に関する責任者を選定、また成年後見制度の利用について支援を行い、各種研修会等において虐待防止に努めていきます。

○虐待防止責任者	(職名)	管理者	古川 利佳子
○虐待防止委員		サービス管理責任者	菅原 美紀

12 事故防止の方針

当事業所は、事故を防止するための指針(事故防止マニュアル)を定め、事業所及び職員個人が、事故防止の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識して事故防止に努め、防止体制の確立を図ることが必要であると考えます。そのため事故防止マニュアル、ヒヤリハット事例等を活用し、研修等を通じて広く職員間に周知を行い、日常的に事故防止に努めます。また、ヒヤリハット事例及び事故防止委員会における分析評価並びに事故防止マニュアルの定期的な見直しを行うことにより、事故防止対策の強化充実を図っていきます。

13 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって損害賠償を行います。

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15 職員不在時の緊急連絡先

- 第一連絡先 090-6213-2460 (サービス管理責任者：菅原 美紀)
- 第二連絡先 070-2006-5638 (世話人：高村 将申)
- 第三連絡先 0126-24-4908 (セコム)

さーびすりようりょうきん
【サービス利用料金】

区 分	算定要件	障害支援区分					
		区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2	区分 1 以下
共同生活援助サ- ビス費（Ⅲ）	世話人の配置 （6：1 以上）	6000 円 /日	4560 円 /日	3720 円 /日	2970 円 /日	1880 円 /日	1710 円 /日
共同生活援助サ- ビス費（Ⅳ）	体験利用	7170 円 /日	5690 円 /日	4810 円 /日	4140 円 /日	2900 円 /日	2730 円 /日
生活支援員の配置基準（常勤換算）		2.5：1 以上	4：1 以上	6：1 以上	9：1 以上	—	
サービス管理責任者の配置基準		30：1 以上					

げつがくふたんがく
【月額負担額】

項 目	金 額	備 考
家 賃	32,000円 ^{えん}	げつ 月 額
こうねつすいひ 光熱水費	15,000円 ^{えん} ※1	げつ 月 額
しよく ひ 費 食 費	あさ 朝 300円 ^{えん} (194円) ^{えん} ※2 ひる 昼 400円 ^{えん} (150円) ^{えん} ※2 ゆう 夕 400円 ^{えん}	ご契約者に提供 ^{ていきよう} する食事にかかる食 ^{しよく} 材 ^{ざい} 費用 ^{ひよう} , その他実費 ^{たじつひ} ※2 () 内は外部 ^{ない} 給 ^{がい} 食 ^ふ 業 ^{きゆう} 者 ^{しよくぎようしゃ} を利用 ^{りよう} した場合 ^{ばあい}
ふくしゃぶつ 複写物	まい 1枚につき 10円 ^{えん}	
にちようひん 日用品	じつ 実 費	

※1 サテライト^{さてらいと}及び、本体施設^{ほんたいしせつ}一部は実費^{じつひ}

か さ ん りょうきん
【加算料金】

か さ ん と う く ぶ ん 加算等区分			ない よう 内 容
ふくし せんもんしよくいん はいち 福祉専門職員配置 等加算（Ⅲ）	にち 1日につき	40 円	せわにん また せいかつしえんいん 世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が 75% いじょう また きんぞく ねんいじょう じょうきんしよくいん 以上、又は勤続3年以上の常勤職員を 30%以上配置 した場合には加算。
やかん しえん と う たいせい 夜間 支援 等 体制 加算（Ⅲ）	にち 1日につき	100 円	やかん および しんや じかんだい つ う りょうしゃ びょうじょう 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に 病 状 の きゅうへん た きんきゅう じたい しょう と き りょうしゃ 急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の よびだしとう すみ たいおう じょうじ れんらくたいせい 呼出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制 また ぼうさい たいせい かくほ して い きょうどう せいかつ えんじょ 又は防災体制を確保している指定共同生活援助 じきょうしよ して い きょうどう せいかつ えんじょ おこな ばあい 事業所において、指定共同生活援助を行った場合。
にゅういん じ しえん とくべつ 入院時 支援 特別 加算	(3日以上 7日未満) 1回につき	5610 円	びょういん また しんりょうじょ ほうもん にゅういんきかんちゅう ひふくとう 病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の じゅんび りょうしゃ そうだんしえん にちじょうせいかつじょう しえん 準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を おこな たいいんご えんかつ せいかつ いこう か の う 行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となる よう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合 に算定。 (つき かい げんど (月1回を限度)
	(7日以上) 1回につき	11220 円	
ちようき にゅういん じ しえん 長期 入院時 支援 特別加算	にゅういんきかん 入院期間が 3日以上 にち 1日につき	1220 円	びょういん また しんりょうじょ おおむ しゅう かい いじょう ほうもん 病院又は診療所を 概ね週に1回以上訪問し、 にゅういんきかんちゅう ひふくとう じゅんび りょうしゃ そうだんしえん 入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援など、 にちじょうせいかつじょう しえん おこな たいいんご えんかつ 日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な せいかつ いこう か の う びょういん また しんりょうじょ 生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との れんらくちようせい おこな ばあい さんてい にゅういん しょうき 連絡調整を行った場合に算定。(入院の初月から 3 月に限る)
きたく じ しえん かさん 帰宅時 支援 加算	(3日以上 7日未満) 1回につき	1870 円	りょうしゃ きせい とちなう かぞくとう れんらくちようせい こうつうしゅだん 利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段 かくほとう しえん おこな ばあい さんてい の確保等の支援を行った場合に算定。 (つき かい げんど (月1回を限度)
	(7日以上) 1回につき	3740 円	
ちようき きたく じ しえん 長期 帰宅時 支援 加算	帰宅期間が 3日以上 にち 1日につき	400 円	りょうしゃ きせい とちなう かぞくとう れんらくちようせい こうつうしゅだん 利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段 かくほとう しえん おこな ばあい さんてい の確保等の支援を行った場合に算定。(3月に限る)

いりようれんけいたいせいかさ 医療連携体制加算	かい 1回につき	390 円	にちじょうてき けんこうかんり いりよう に ー す てきせつ たいおう 日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合。
ふくし かいご しょくいん 福祉・介護職員 しょぐうかいぜんかさ 処遇改善加算(Ⅲ)	—	しよてい たんいすう 所定 単位数 の 3.5%	きゃりあパス要件 (Ⅰ)、きゃりあパス要件 (Ⅱ)、職場 かんきょうとうようけん すべ み 環境等要件の全てを満たすこと。

【利用料金の支払方法】

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月27日までに次の方法でお支払い下さい。
(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし (ご利用出来る金融機関：郵便局)

(かくり ようりょうきん けいげんせいど)
【各利用料金の軽減制度】

- (1) 《定率負担の月額負担上限額》＝障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、1ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が 概ね125万円以下の収入	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

* 上記の所得区分認定を市町村が行う場合は、「本人と配偶者」のみの所得で判断します。

(2) 《家賃の軽減》

共同生活援助サービス利用者(市町村民税課税世帯を除く)に対して、月額1万円を上限に家賃が助成されます。

(3) 《高額障害福祉サービス費》

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります)。
例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上限となります。

(4) 《生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置》

上記(1)～(4)の負担軽減策を講じて、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、市町村の判断により生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

じゅうどか ばあい たいおう かん ししん
【重度化した場合における対応に関する指針】

きゅうせいき い し いりょうきかん れんけいたいせい
急性期における医師や医療機関との連携体制

- (1) 「障害者グループホーム イランカラプテ」の入居者に体調の急変などが発生した
ばあい い し きょうりょくいりょうきかん れんけいたいせい い し たいおう すみ てきせつ
場合には、協力医療機関 くびどクリニックの医師の対応により、速やかに適切な
しょうち おこな
処置を行います。
- (2) 協 力 医 療 機 関 く び ど ク リ ニ ッ ク で の 治 療 が 困 難 と 判 断 さ れ た 場 合 は 、 他 の 医 療 機 関
きょうりょくいりょうきかん ちりょう こんなん はんだん ばあい た きかん
の受診を調整いたします。
- (3) 入居者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる
にゅうきょしゃ たいちよう きゅうへん にゅういん ともな いりょうしょうち おこな ひつよう
じょうたい とき すみ かぞく れんらく にゅういんかのう いりょうきかん ちょうせい
状態になった時には、速やかにご家族に連絡し、入院可能な医療機関を調整いたし
ます。

しょうがいしゃそうごうしえんほうもと サービス ていきようかいしさい ほんしよめんもと じゅうようじこう せつめい おこな
障害者総合支援法に基づくサービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行
いました。

障害者グループホーム イランカラプテ

せつめいしゃしよくめい し めい いん
説明者職名 サービス管理責任者 氏 名 菅原 美紀 印

わたし ほんしよめんもと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う しょうがいしゃそうごうしえんほうもと
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害者総合支援法に基づく
サービスの提供開始に同意しました。

りようしゃ じゅうしょ
利用者 住所

し めい いん
氏 名 印

だいひつしゃ じゅうしょ
代筆者 住所

し めい いん
氏 名 印

ぞく がら
続 柄

でん わ
電 話

みもとほしようにん じゅうしょ
身元保証人 住所

し めい いん
氏 名 印

ぞく がら
続 柄

でん わ
電 話